

## 綾瀬市風しん対策緊急促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、風しんの流行の抑制及び先天性風しん症候群の発生を防止するため、風しん対策緊急促進事業として実施する、麻しん風しん混合予防接種（以下「予防接種」という。）の助成について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 予防接種の助成の対象となる者は、予防接種時に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による本市の住民基本台帳に記録されている19歳以上の者であって、次に掲げるいずれかのものとする。ただし、過去に風しんを含むワクチン接種を2回受けたことのある者、過去に風しんにかかったことのある者、風しんの免疫が高いと判明している者、過去にこの要綱による助成を受けたことのある者及び妊娠している女性を除くものとする。

(1) 妊娠を予定又は希望している女性

(2) 現在妊娠中の女性の夫

(実施医療機関)

第3条 市長は、風しん対策緊急促進事業を綾瀬市医師会に委託し、綾瀬市医師会は、同事業への協力を承諾した医療機関（以下「実施医療機関」という。）において予防接種を実施するものとする。

(実施期間)

第4条 助成の対象となる予防接種の実施期間は、令和6年3月31日までとする。

(負担金)

第5条 予防接種の助成の対象者で、実施医療機関において接種を受けたもの（以下「被接種者」という。）は、負担金3,000円を実施医療機関に支払うものとする。

(負担金の免除)

第6条 被接種者で、次の各号のいずれかに該当する者は、前条の負担金の免除を受けることができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144条）の規定による被保護世帯に属する者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による生活

支援給付を受けている者

(3) 市民税非課税世帯に属する者

(4) 市長が特に必要と認めた者

(負担金の免除申請)

第7条 前条の規定により負担金の免除を受けようとする者（以下「負担金免除申請者」という。）は、予防接種前に、綾瀬市風しん対策緊急促進事業負担金免除申請書（第1号様式）により市長に申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により前項の規定による申請ができない負担金免除申請者は、予防接種後に、綾瀬市風しん対策緊急促進事業負担金還付申請書（第2号様式）に、予防接種の記録が確認できるもの又は予防接種に要した費用を支払ったことを証する領収書を添付し、市長に申請することができる。

(負担金免除の承認)

第8条 市長は、前条の規定により負担金免除または還付の申請を受けたときは、これを審査し、可否の決定をし、前条第1項の負担金免除申請者については、綾瀬市風しん対策緊急促進事業負担金免除承認書（第3号様式）により通知し、前条第2項の負担金免除申請者については、綾瀬市風しん対策緊急促進事業負担金還付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(負担金の請求等)

第9条 市長は、次の各号に掲げる方法により負担金の請求を受けたときは、これを審査し、当該負担金を請求者に支払うものとする。

(1) 前条の承認書を交付された者から負担金の請求の委任を受けた実施医療機関は、市指定の請求書に当該承認書を添付し、市長に請求するものとする。

(2) 前条の還付決定通知書を交付された者は、綾瀬市風しん対策緊急促進事業負担金還付請求書（第5号様式）により負担金を市長に請求するものとする。

(不正利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他の不正な手段により負担金の免除を受けた者がいるときは、既に免除を受けた額の返還を求めるものとする。

(副反応発生時の対応)

第11条 市長は、予防接種後、厚生労働省が定める予防接種後副反応基準に該当する者を診断した場合は、予防接種後副反応報告書を記入し、速やかに厚生労働省へ

報告するものとする。

(健康被害の救済措置)

第12条 予防接種に起因する事故により被接種者に健康被害が生じた場合の救済措置は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）による医薬品副作用被害救済制度によるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条第3号の規定は、令和3年6月1日以後の被接種者に係る負担金の免除について適用し、同日前の被接種者に係る負担金の免除については、なお従前の例による。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

綾瀬市風しん対策緊急促進事業負担金免除申請書

年 月 日

(宛先) 綾 瀬 市 長

綾瀬市風しん対策緊急促進事業負担金の免除を受けたいので次のとおり申請します。

なお、負担金免除事務にあたり、住民基本台帳並びに申請者、配偶者及び同居者の市県民税額を課税台帳により確認することについて同意します。

※ 太枠内を記入してください。

|      |  |                    |
|------|--|--------------------|
| フリガナ |  | 生年月日               |
| 氏 名  |  | 年 月 日 (満 歳)        |
| 住 所  | 〒252-<br>綾瀬市<br><br>電話番号 ( )                                 |                    |
| 理 由  | 1 生活保護受給世帯<br>2 中国残留邦人等支援<br>法該当者<br>3 市民税非課税世帯<br>4 その他 ( ) | ←該当する番号に○をつけてください。 |

(担当課欄)

このことについて、次のとおり決定してよいでしょうか。また決裁後は、第3号様式により負担金免除申請者に通知してよいでしょうか。

|       |   |  |     |     |     |
|-------|---|--|-----|-----|-----|
| 決 裁 欄 |   |  | 起案日 | . . | 公 印 |
|       |   |  | 決裁日 | . . |     |
| 決定区分  | <input type="checkbox"/> 承認する<br><input type="checkbox"/> 承認しない |  |     |     |     |

第2号様式（第7条関係）

綾瀬市風しん対策緊急促進事業負担金還付申請書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

綾瀬市風しん対策緊急促進事業負担金の還付を受けたいので次のとおり申請します。

なお、負担金免除事務に当たり、住民基本台帳並びに申請者、配偶者及び同居者の市県民税額を課税台帳により確認することについて同意します。

※ 太枠内を記入してください。

|      |   |                    |
|------|---|--------------------|
| フリガナ |   | 生年月日               |
| 氏 名  |   | 年 月 日（満 歳）         |
| 住 所  | 〒252-<br>綾瀬市<br>電話番号（ ）                                 |                    |
| 理 由  | 1 生活保護受給世帯<br>2 中国残留邦人等支援法該当者<br>3 市民税非課税世帯<br>4 その他（ ） | ←該当する番号に○をつけてください。 |
| 還付額  | 円   |                    |

（担当課欄）

このことについて、次のとおり決定してよいでしょうか。また決裁後は、第4号様式により負担金免除申請者に通知してよいでしょうか。

|       |   |  |     |     |     |
|-------|---|--|-----|-----|-----|
| 決 裁 欄 |   |  | 起案日 | ・ ・ | 公 印 |
|       |   |  | 決裁日 | ・ ・ |     |
| 決定区分  | <input type="checkbox"/> 還付する<br><input type="checkbox"/> 還付しない |  |     |     |     |

第3号様式（第8条関係）

綾瀬市風しん対策緊急促進事業負担金免除承認書

年 月 日

\_\_\_\_\_様

(生年月日 年 月 日)

年 月 日付けで申請のありました綾瀬市風しん対策緊急促進事業負担金について、負担金の免除を承認します。

綾 瀬 市 長 印

(負担金免除者記入欄)

綾瀬市風しん対策緊急促進事業負担金について、次の医療機関にその請求を委任します。

氏 名 \_\_\_\_\_

※ 医療機関記入欄

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 接種年月日 | 年 月 日                |
| 負担金   | 円                    |
| 医療機関名 | 所在地<br>代表者氏名<br>電話番号 |

[負担金免除者→医療機関→綾瀬市]

第4号様式（第8条関係）

綾瀬市風しん対策緊急促進事業負担金還付決定通知書

年 月 日

様

綾 瀬 市 長 印

年 月 日付けで申請のありました綾瀬市風しん対策緊急促進事業負担金の還付について、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 決定区分  還付する  
 還付しない  
(理由 )
- 2 還付決定額 円
- 3 支給方法 口座振込み

第5号様式（第9条関係）

綾瀬市風しん対策緊急促進事業負担金還付請求書

年 月 日

(宛先) 綾 瀬 市 長

住 所

氏 名

次の金額を請求いたします。

|         |      |            |    |
|---------|------|------------|----|
| 納入先（課名） | 請求番号 | 合計金額<br>円也 |    |
| 品名      | 規格   | 数量         | 金額 |
|         |      |            |    |

口座の場合

|         |   |       |   |
|---------|---|-------|---|
| フリガナ    |   |       |   |
| 口座名義人   |   |       |   |
| 金融機関コード |   | 支店コード |   |
| 金融機関名   | 銀行<br>信用金庫<br>信用組合<br>農協                                      | 支店名   | 店 |
| 預金種目    | <input type="checkbox"/> 普通・総合<br><input type="checkbox"/> 当座 | 口座番号  |   |